和歌山県公共工事入札監視委員会第84回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和5年3月10日(金) 13:00~14:30	
	和歌山県日赤会館 大会議室	
出席委員氏名	 沖本易子(委員長) 永瀬節治(副委員長) 辻原治 柳川正剛 岩橋靖子 	
審議対象期間	令和4年10月1日 ~ 令和4年12月31日	
抽出案件	総件数 2 件 議事	
一般競争入札	件 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告	
条件付き		
一般競争入札	○意見交換会	
通常指名競争入札	一 件	
随意契約	一 件	
委員からの意見・ 質問、それに対す る回答	意見・質問回答	
	別紙のとおり	
委員会による建議の内容	なし	

5月 科式	N 0. 1
意見・質問	回 答
【条件付き一般競争入札】 ○日方川河川整備工事	(発注機関:海草振興局建設部海南工事事務 所)
1. A委員 1回目の入札において、入札参加資格要件を 満たさずに失格とあるが、工事実績が同種工事 と認められなかったことについて、もう少し具 体的に説明していただきたい。	1. 同種工事の設定条件として、橋長又は橋幅 14メートル以上の仮橋又は仮桟橋の設置、又は 撤去工事の施工実績を求めていた。しかし、当 該業者から提出された実績が、本設橋の施工実 績であったため、同種工事にはあたらないもの と判断した。
2. A委員 入札が 2 回行われた経緯を教えていただき たい。	2.1回目の入札において、調査基準価格を下回る4者が失格となり、残る2者のうち1者は要件を満たしておらず、もう1者は技術提案を提出しなかったことから、全者失格となったため、2回目の入札を行うことになった。
3. A委員 業者自身が参加資格要件を満たすとしているのに、実際には要件を満たしていないという 事例は、珍しいものなのか。	3. 比較的稀にこのような状況はありうる。
4. B委員 1回目の入札で、調査基準価格未満により失格となった4者のうち2者は、2回目の入札にも参加しているが、2回目の入札において2者は、入札価格を上げてきている。1回目において自身が調査基準価格未満で失格になった事を業者は分かっているのか。	4. 入札が一度成立しているため、調査基準価格は公表している。【事務局】
5. C委員 1回目と2回目で金額が367万円変わっているが、これは資材価格が変わったためであるということか。	5. 約2ヶ月の間に鋼材単価がかなり上がって おり、ほぼその差額によるものである。

別紙 No. 2

別紙	No. 2
意見・質問	回 答
【条件付き一般競争入札】 ○文里港海岸港湾海岸整備工事	(発注機関:西牟婁振興局建設部)
1. C委員 機械の耐用年数について、更新の時期は決まっているのか。あるいは、機械がもつ間は運用するということなのか。	1. 長寿命化修繕計画により、点検結果に基づいて各施設の寿命を判断の上、メンテナンスを行うこととしている。長寿命化計画の制度化以降、点検の結果に基づき、メンテナンスの時期等について検討する事としている。
2. A委員 ライフサイクルコストについて、計画当初予 定していた金額と、実際に運用して必要となる 金額とは、長期間が経過すればかなり誤差が生 じると思うが、その誤差をチェックする、ある いは、誤差が生じた理由をチェックするシステムはあるか。	2. ライフサイクルコストを導入してから 20 年、30年経過した施設はないため、今後、検証 していく。
3. A委員 ポンプ第 1 工区と第 2 工区が分かれている という事だが、今回より以前に第 1 工区のポン プ場の工事、オーバーホールがあったという事か。	3. 両工区の各1号ポンプを1年早く更新し、 その後、両工区の2号ポンプの交換作業に入 る。それにより、各工区で少なくとも1つのポ ンプが稼働するようにしている。
4. A委員 前の第1工区の時も、今回と同様の業者によ る一者応札であったのか。	4. ポンプ4機の工事を入札しているが、入札の結果、全て同じ業者の一者応札である。
5. C委員 ポンプ 4 機の更新に約 10 億円を要している が、新規の設備に変えた場合どのくらい費用を 要するかという試算はあるか。	5. スクリューポンプは既に製造されておらず、それを更新するには高額な費用がかかる。 その上、原動機、減速機も新品としなければならず、更に建屋の構造も影響を受けることになる。新しいポンプを導入するための費用についてのデータはないが、非常に高額になるものと考えている。

別紙 No. 3

意見・質問	回 答	
6. C委員 スクリューポンプを現在は製造していない ということは、現在は排水の手法が異なっているということか。	6. そのとおり。しかし、水を揚げる機能という点では、スクリューポンプは未だ優れた方法である。	
【意見交換会】		

下記について意見交換を行った。

記

- 1. 公共工事動向について
- 2. 建設業法施行令の一部改正について